

# 恵那市景観計画

— 概要版 —



## 「恵那市景観計画」とは…

平成 17 年 6 月にわが国で初めての景観についての総合的な法律として「景観法」が施行されました。「恵那市景観計画」は、この景観法に基づいて策定するもので、法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域を市全域とし、景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めています。

令和 5 年 9 月

**恵那市**

## 1. 景観計画の必要性 ～なぜ今、景観なのか～

人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域を創造していくためには、定住の促進と交流人口の確保に向けて、他と差別化できる競争力をいかに高めるかが重要な視点となっています。

これらの観点からは、地域固有の歴史や産業・文化を映し出す“心地よく”“愛着の感じられる”景観が極めて大きな役割を果たすとの認識も高まりつつあります。

本市には、かつての城下町や宿場町としての面影を残す町並みや、坂折棚田等に代表される美しい田園景観があります。これらの魅力をさらに高めて定住人口、交流人口を拡大し、地域活性化に結びつけていく上で、現在の良好な景観の維持・形成が一つの大きなポイントとなります。

また本市では恵那栗や山岡細寒天といった農産物の地域ブランド化に取り組んでいますが、このような取り組みを進める上で、その生産地の景観イメージが果たす役割は大きいといえます。

**このように良好な景観の形成は、地域の活性化にも密接に関わっています。**

人口減少、少子高齢化が大きな社会問題となっていますが、本市には歴史的町並みや美しい田園景観、豊かな自然景観が多く残されています。これらの景観を保全し、活かした良好な景観形成を図ることは、今後、活力ある地域として生き残っていく上で、必要不可欠なことといえます。



## 2. 恵那市の景観的特徴 ～恵那市らしさを表す3つの景～

### ● 変化に富んだ地形が作り出す山河の景

#### ～山の見えるまち～



本市は、市街地から恵那山や笠置山、高原地や丘陵上からは御嶽山や中央アルプスを良好に眺めることができます。このような山への眺望は、山地・丘陵に囲まれた本市の景観を特徴付けるものであり、市民に広く親しまれています。

#### ～身近な山の緑～



市域の約8割を森林が占め、周囲を山に取り囲まれている本市では、どこにいても山の緑を眺めることができます。このような山の緑は、自然の豊かさを象徴するとともに、市街地の背蔭・本市の景観を特徴付けています。

#### ～細やかな地形が作り出すまとまり感～



本市は山地・丘陵、台地・段丘、低地といった細やかな変化に富む地形で構成されています。また、このような起伏の多い複雑な地形により、地域ごとのまとまり感が強いことも本市の景観の特徴となっています。

#### ～清流と湖（ダム湖）～



本市には、3つの水系からなる51もの大小様々な河川が流れ、山と川の美しい自然景観が形成されています。また、7つのダムおよびダム湖が存在することも本市の景観の大きな特徴となっています。

## ● 自然と歴史が育んだ土地利用・暮らしの **景**

### ～林業がつくる森林景観～



本市は良質な東濃ヒノキの産地ですが、人工林は間伐等の手入れが必要なため、森林の維持管理には多くの課題があります。最近では、基金の運用や間伐モデル林事業などの様々な取り組みが行われています。

### ～丘陵地ののどかな田園景観と棚田～



本市には、“農村景観日本一”の称号が与えられた岩村町富田地区や、「日本の棚田百選」に選定された中野方町の坂折棚田など、農業を中心とした長い営みが生みだした美しい田園景観が見られます。

### ～街道と宿・歴史的町並み～



本市には、中山道の宿場であった大井宿、重要伝統的建造物群保存地区に選定された岩村本通り、大正ロマンのまちとして多くの人が訪れる明智町など、歴史的町並みが良好に残されている地区があります。

### ～民俗と祭事～



本市には、串原の中山太鼓や岩村町の獅子舞など、各地域ならではの伝統文化が存在します。これらは、その舞台となる社寺や歴史的な町並みと合わせて、重要な伝統的景観といえます。

### ～明知鉄道が走る風景～



本市の中心市街地と岩村町、山岡町、明智町を繋ぐ明知鉄道は、合併した本市を物理的、意識的に繋ぐ軸となる重要な要素です。この明知鉄道を生かしていくことは、本市の景観を考える上で重要です。

## ● 都市の賑わいや活力を生み出す市街地の **景**

### ～まちの顔 中心市街地～



JR恵那駅を中心とした中心市街地は、多くの人を迎え入れる本市の「顔」となる場所です。中心市街地の良好な景観形成は、本市全体の印象を高めるとともに、景観形成に対する先導的役割を果たす上でも重要です。

### ～コミュニティがつくる住宅地の町並み～



本市には、手入れの行き届いた前庭の緑が連続する町並みなど、地域コミュニティの充実が伺える良好な景観が各地に見られます。このような、地域への愛着に支えられた人の温もりが感じられる住宅地の景観づくりが重要です。

### ～産業と活力を支える工業地～



本市の武並町、三郷町には、県下5番目の県営工業団地「恵那テクノパーク」が立地し、本市の産業と活力を支えています。当該地は緑豊かな環境にあることから、設計、配置にあたっては自然との調和が考慮されています。

### 3. 良好な景観の形成に関する方針

#### ◆ 恵那市の目指す景観像

**山、農地、里、まち**のつながりを大切にし、  
**そこでの人々の暮らし**が見える風景

本市は、市内を流れる河川が3つの水系に分かれていることから分かるように、山地・丘陵、台地・段丘、低地といった細やかで変化に富む地形で構成されています。各地域では、それぞれ異なる地形条件を上手く読み解き、それを巧みに生かした土地利用がなされ、特徴ある景観を形づくっています。

山があり、農地があり、里があり、まちがあるという地形条件に基づく土地利用の必然性、それらが一定のまとまり感を保ちながら緩やかに連続するつながりを大切にし、それぞれの地域での文化的で豊かな暮らしぶりが感じられる景観を今後も守り育てていきます。



#### ◆ 景観形成の基本方針

##### 基本方針 1

##### 本市を取り囲む山への眺望・緑豊かな森林景観を生かす

本市の景観を強く特徴づけ、市民にも広く親しまれている山への眺望を阻害しないよう十分配慮します。また目的に応じた森林整備、管理を行い、モデル的に間伐を行うなど啓発活動を進めます。

##### 基本方針 2

##### 本市の景観の“地”となっている美しい農村景観（田園景観）を守る

本市の美しい農村景観（田園景観）を守るため、農村景観を成り立たせている、農林業の担い手である地域住民が生き生きと暮らせる地域づくりを進め、将来にわたって農林業が継続できる環境を整えていきます。

##### 基本方針 3

##### 里やまちでの人々の暮らしが息づく身の回りの“生活景”を大切にする

地域の文化や暮らし方が反映された生活景を維持・保全するため、建築や開発行為等を適切に規制・誘導していきます。また、生活景を形づくっているコミュニティの維持・形成に努めます。

##### 基本方針 4

##### 地域の“まとまり感”を大切にし、互いを惹き立てるようそれぞれの地域の魅力を磨く

市内の13地域に着目し、各地域の特色や個性を生かした景観形成を図ります。また、それぞれの地域が切磋琢磨するとともに、互いに連携しあうことで、恵那市全体の景観の質の向上を目指します。

##### 基本方針 5

##### 各地域をつなぐ動線や河川の景観を良好に維持・形成する

基本方針4で述べた地域ごとの個性を生かした景観形成を図るとともに、各地域をつなぐ道路や鉄道、河川については、地域間のつながりを考慮した景観形成を図ります。

【①中央地域：大井町、長島町、東野】



本市の様々な機能が集積する中心市街地が形成されているとともに、中山道大井宿や恵那峡、保古の湖といった本市を代表する名所が存在します。本地域の景観形成にあたっては、規制誘導等により、本市の“顔”として相応しい、洗練された品格のある中心市街地の景観を形成するとともに、名所の景観を良好に整えます。また、中心市街地を取り囲む農村地域においては、都市計画の適切な運用等に基づく秩序ある土地利用を促し、現状ののどかな田園景観を守ります。



【②西部地域：三郷町、武並町】



中央アルプスを眺望できる丘陵地の雄大な田園景観に特徴があり、遠方の山並みへの眺望の前景となる伸びやかでまとまりある農地景観を守っていきます。また、JR中央本線や中央自動車道、国道19号が通る本地域は、名古屋方面からの本市の玄関口となります。そのため、建築物や屋外広告物等の規制誘導により、人々を気持ちよく迎え入れる良好な沿道・沿線景観を形成していきます。



【③北部地域：笠置町、中野方町、飯地町】



棚田に代表される山地・丘陵地の特色ある田園景観が展開しており、自然豊かな木曾川や笠置山といった自然景観、眺望景観に恵まれています。本地域の景観形成においては、本市を代表するような田園景観、農業景観を地域のシンボルとして位置づけるとともに、笠置山や木曾川といった恵まれた自然景観、眺望景観を最大限に生かしていきます。



【④恵南地域：岩村町、山岡町、明智町】



重要伝統的建造物群保存地区に選定されている岩村地区、“農村景観日本一”の称号が与えられた富田地区、“洞”と呼ばれる幾筋もの谷筋に集落が形成されている山岡町、大正ロマンのまちとして様々な取り組みが行われている明智町といったように、それぞれの地域で個性があり、先行して地域別景観計画の検討も行われています。本地域においては、歴史・風土に根ざした特徴的な町並み、美しい田園景観を生かしながら、明知鉄道がつなぐそれぞれの地域の特徴を活かした個性あるまちづくりを進めます。



【⑤恵南地域：串原、上矢作町】



緑豊かな森林、清らかな川の流れ、山の緑に囲まれたダム湖といった美しい自然景観に恵まれています。また、河川沿い等の限られた土地に落ち着いたたたずまいの集落が形成されています。本地域においては、矢作川の源流をなす美しい森林景観、河川景観、ダム湖の景観を最大限に生かし、都市住民との交流や移住者受け入れを促進し、山に囲まれた落ち着いたたたずまいの集落景観を守っていきます。



## 4. 良好な景観の形成を図るための基準

### 行為の届出・審査の流れ

景観に大きな影響を与える一定規模以上の建築行為や開発行為等を行う場合、および建築物・工作物の外観に本計画で定める特定の色彩を用いる場合には、行為の着手前に計画内容に関する届出を行ってもらい、「景観形成基準」に適合するよう規制・誘導を図ります。



行為の届出のフロー図

### 届出を要する行為

#### ①建築物の建築等

行為の種類	新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（一体となる工作物を含む）ただし、増築または改築に係る部分の床面積が 100 ㎡以下のものは除く。	
行為の規模・内容	規模基準	高さ 10m 以上 又は 同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が 1,000 ㎡以上のもの
	色彩基準	外観について、以下の色彩を用いる延べ床面積が 80 ㎡以上のもの。 ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。

R(赤)、Y(黄)	: 彩度 3.5 以上
Y R(黄赤)	: 彩度 5.5 以上
G Y(黄緑)~R P(赤紫)	: 彩度 1.5 以上

#### ②工作物の建設等

行為の種類	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事に必要な仮設のもの及び太陽光発電設備は除く。	
行為の規模・内容	規模基準	高さ 10m 以上 擁壁、さく、塀の類については、高さが 2 m かつ見付面積が 50 ㎡を超えるもの
	色彩基準	建築物の建築等と同様（建築物を工作物と読み替える）

#### （太陽光発電設備の設置）

行為の種類	太陽光発電設備の新設、増築、改築若しくは外観の過半を変更する修繕又は再配置	
行為の規模・内容	規模基準	10m 以上又は事業面積が 1,000 ㎡以上のもの

#### ③開発行為

行為の規模・内容	規模基準	面積が 1,000 ㎡以上のもの
----------	------	------------------

#### ④土石の採取等における土地の形質の変更

行為の規模・内容	規模基準	変更に係る土地の面積が 1,000 ㎡以上のもの
----------	------	--------------------------

#### ⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源・その他の物件の堆積

行為の規模・内容	規模基準	堆積に係る土地の面積が 500 ㎡以上のもの。ただし、以下のものは除く。 1) 家畜用飼料の堆積、および工業団地の区域内で行われる堆積など見通すことができない場所で行われるもの 2) 60 日を超えて継続しないもの
----------	------	---

※屋外広告物については、今後「恵那市屋外広告物条例」を定め、面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関する規制・誘導を図っていきます。

## ①建築物の建築等／工作物の建設等

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 周囲の自然景観や集落景観、町並み、田園等と調和するような配置・形態意匠とする。</li> <li>▶ 壁面の規模が大きな建築物・工作物は、威圧感や圧迫感を低減させるよう形態意匠を工夫する。また大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。</li> </ul>
材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建築物および工作物の高さの制限は右のとおりとする。 (ただし市長が認めるものはこの限りでない)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 用途地域内：25m以下    用途地域外：15m以下             </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ただし上記の基準内の高さであっても、主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しないようにする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 素材の持つ自然色を生かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないようにする。また農村地域においては、周辺の農地や自然景観に調和した色調とする。</li> <li>▶ 外観の色彩は右のとおりとする。ただし着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りでない。</li> <li>▶ 使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くないよう配慮する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 彩度： R・Y : 4.0 以下                            Y R : 6.0 以下                            GY～RP : 2.0 以下                  明度： 制限なし             </div>

## ②太陽光発電設備

配置・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 文化財、別荘地、野外レクリエーション地等との近接を避けること。もしくは、樹木等による緩衝帯を設けること。</li> <li>▶ 太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用すること。</li> <li>▶ 太陽光パネルの模様が目立たないものを使用すること。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 15m未満(斜面に設置する場合、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までを高さとする)</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光パネルの色彩は、周辺の景観と調和した色彩を使用し、黒色、濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。</li> <li>▶ 主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる傾斜面に設置する場合は、太陽光パネルのフレームは、できるだけパネル部分と同系統の色とし、低反射のものを使用する等の工夫を施すものとする。</li> <li>▶ 附属設備(パワーコンディショナ、キュービクル等)は、周辺景観と調和した色彩とし、高明度色を避け、かつ低彩度色で統一すること。</li> </ul>
緑化目隠し	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 樹木の伐採は、必要最小限とすること。</li> <li>▶ 交通量の多い道路等から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置すること。</li> <li>▶ 目隠しとなる植栽及び塀を施す場合は周辺との調和、連続性に配慮したものとすること。</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等維持管理に努めること。</li> <li>▶ 事業終了後には、適切に撤去及び処分を行うこと。</li> </ul>

## ③開発行為／土石の採取等における土地の形質の変更

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 造成は必要最小限とし、既存の地形・樹木などの自然条件を活かすことで、景観上の違和感を生じさせないようにする。</li> <li>▶ 現況の地形を可能な限り活かし、長大なり面や擁壁が生じないようにする。長大な擁壁やのり面が生じる場合は、前面を緑化するなど周囲の景観と馴染ませよう努める。</li> <li>▶ 擁壁については高さを極力抑える。</li> <li>▶ 土石の採取等については、景観体験軸に設定した道路・鉄道等から容易に望見できないよう掘採位置及び方法を工夫する。</li> <li>▶ 土石の採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。</li> </ul>
---

## ④屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 景観体験軸に設定した道路・鉄道等から望見できる範囲においては、長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。</li> <li>▶ 堆積を行う場合は、景観体験軸に設定した道路・鉄道等から堆積物が見えないよう配置を工夫する。それが困難な場合は、植栽や塀を設ける、積み上げ高さを低く抑える等の配慮を行う。</li> </ul>
---

## 5. 景観資源の保全・活用方策

### ◆ 景観重要建造物・樹木の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物または景観重要樹木として指定し適切な保全・管理を行います。

- 地域の自然、歴史、文化などからみて、地域の特性を表現しているもの。
- 市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 街角に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの 等



景観重要建造物（旧大正村役場）

#### 景観重要建造物・景観重要樹木 指定一覧（令和5年3月31日現在）

指定年月日	指定名称
平成27年11月1日	日本大正村役場（旧明智町役場）、旧市役所飯地事務所庁舎、旧飯地公民館（五毛座）
平成28年6月1日	甚平坂のハナノキ、下ヶ淵のカエデ

### ◆ 景観重要公共施設の指定および整備の方針

道路や河川といった公共施設の内、本市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、景観重要公共施設として指定します。景観重要公共施設の整備を行う際には、施設管理者との協議を行い、地域の景観形成にふさわしい整備を進めます。

## 6. 地域の特徴を踏まえた景観づくり

### ◆ 地域別景観計画

地域の個性を生かした質の高い景観形成を図るためには、地域ごとに各地域の実情に即したよりきめの細かい方針を設定し、実際の行動に繋げていくことが求められます。そこで、市内の13地域を基本単位とし、各地域における景観形成の方向性と、その実現のための取り組み施策を定めた「地域別景観計画」を策定します。

### ◆ 景観形成重点地区

本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を対象に、住民等の合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む『景観形成重点地区』に指定します。景観形成重点地区では、恵那市景観計画との整合性を図りながら、地区独自の基準による届出制度の運用や景観形成住民協定の適用、景観地区・準景観地区への位置づけなど、景観法等に基づく諸制度の活用により、積極的な景観形成を進めていきます。



景観形成重点地区候補例  
（大井宿の歴史的町並み地区）

## 7. 良好な景観の保全・形成に向けて（今後の進め方）

### 各地域の個性を生かした景観づくり

景観形成の基本方針でも示したように、本市の景観形成にあたっては市内の13地域に着目し、それぞれの地域の特色や個性を生かした景観形成を図るため、地域別景観計画を策定するとともに、各地域が独自に良好な景観形成に関する取り組みを進めていけるような体制づくりを行います。

### 規制・誘導等による景観の保全・形成

本計画に定めた基準等に基づき、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導していくことはもとより、景観形成重点地区の指定と各種基準の設定、景観形成住民協定の締結促進、屋外広告物条例の制定等を進め、規制・誘導による景観の保全・形成を図っていきます。

### 市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

良好な景観の保全・形成にあたっては、市民や事業者の協力・参画が必要不可欠になります。そのため、市民・事業者の意識啓発や協力体制（パートナーシップ）を強化するような取り組みを展開していきます。

### 総合的な推進体制づくり

良好な景観を保全・形成するために、景観審議会を組織し、効果的に活用するとともに、外部の有識者等からアドバイスを受けられるような推進体制を構築します。

●お問い合わせ●

恵那市役所 建設部 リニア都市計画局 都市整備課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 TEL 0573-26-2111(代) FAX 0573-25-8294